

くらしの伝言板

福祉保健課 ☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7 番

特定疾患・人工透析で治療中の方に 交通費の一部を助成

■対象者

○特定疾患など

「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患患者認定書」、「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」、「小児慢性特定疾患医療受診券」、「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります

○腎機能障害による人工透析療法で治療中の方

腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療（更生医療）の支給決定を受けていることが助成の条件となります

■助成範囲および助成額

自宅から町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します

■申請に必要なもの

- ①対象となる特定疾患などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し
- ②印鑑
- ③通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）

④銀行の振込口座番号が分かるもの

■その他

当該年度（4月から6月の場合は前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします

■問合せ 福祉保健課健康増進係

心の病気で治療中の方に交通費の一部を助成

■対象の病気

統合失調症・うつ病・アルコール依存症・てんかん・自閉症など

■助成範囲および助成額

自宅から町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します

■助成対象医療機関

指定自立支援医療機関（精神通院医療に限る）とします

■申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
- ③銀行の振込口座番号が分かるもの

■その他

当該年度（4月から6月の場合は前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします

■問合せ 福祉保健課健康増進係

福祉保健課 ☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7 番

更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）や年齢に関係なく共通のサービスが受けられるものです。

- サービス内容 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- 利用者負担 原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められています。また、施設サービス利用者の食費や光熱水費は利用者負担になります
- 申請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受ける必要があるため、あらかじめ町に申請を行ってください
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係

重度障がいのある方に日常生活用具を給付

重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただ

し、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

心身障がい者巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。

相談を希望される方は、4月22日(金)までに福祉保健課社会福祉係へお問い合わせください。

○とき・ところ

6月14日(火)、15日(水)
網走市総合福祉センター（予定）

手話講座の受講者を募集

初心者向けの手話講座が開催されます。受講を希望される方は、5月11日(水)までに福祉保健課社会福祉係までお申し込みください。

○とき

- ・昼の部
5月30日(月)～7月21日(木)までの毎週月、木曜日（7月18日を除く）の計15回
10時～12時
- ・夜の部
5月31日(火)～7月19日(火)までの毎週火、金曜日の計15回
19時～21時

○ところ 北見市総合福祉会館 （北見市寿町3丁目4-1）

○受講料 無料

災害で被災した皆様に支援をお願いします

◇令和3年大雨災害義援金	0円	（令和4年3月31日まで）
◇令和2年7月豪雨災害義援金	1万円	（令和4年3月31日まで）
◇平成30年7月豪雨災害義援金	8万2,200円	（令和4年6月30日まで）

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

※金額は、令和4年2月末現在の義援金額です。

■問合せ 町社会福祉協議会（☎ 47-3536 総合福祉センター内）